

# 死亡後のお手続き (市役所内)

※正面玄関（案内係）にある発券機で番号札をお取りください。市民課の窓口で番号順にお呼びいたします。

※来庁時に手続きのチェックシート（ご家族様控え）をお渡しし、順番に各課へご案内いたします。

※死亡に伴う各手続きや戸籍・住民票等の証明書の請求を代理人が行う場合は、**委任状が必要**となります（裏面記載）

担当窓口	手続き項目	事前確認	手続確認	届出人	必要書類等
<b>死亡届出をされると埋火葬許可証が発行されます。ご葬儀がお済になられていれば、死亡届出は終了しています。</b>					
本館1階 南側	②市民課 ☎246-6239	世帯主変更		親族	・届出人の印鑑
		印鑑登録証の返納			返納または破棄してください
		マイナンバーカード・通知カード 外国人登録証の返納		代理人	①マイナンバーカード ②通知カード ③外国人登録証
		国民年金・厚生年金等		生計維持者 親族 代理人	・亡くなった方の年金証書 ・請求者となられる方の印鑑 ・請求者となられる方の預金通帳 ・請求者となられる方のマイナンバーが確認できるもの ※上記以外にも必要となる書類があります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
	①健康増進課 ☎246-6246	国民健康保険資格喪失届		親族	・国民健康保険証 ・来庁者の印鑑 ・亡くなった方が世帯主の場合は、世帯全員の国民健康保険証
		後期高齢者医療保険証の返還		親族	・後期高齢者医療保険証 ・来庁者の印鑑 ・亡くなった方が世帯主の場合は、世帯全員の国民健康保険証
		葬祭費 (国民健康保険、後期高齢者医療)		喪主	・喪主の名前が記載された領収書、会葬礼状等 ・喪主の振込口座の通帳 ・喪主の印鑑
		相続人代表者申請(後期高齢者医療)		親族	・相続人代表者の印鑑 ・相続人代表者の振込口座の通帳 ・戸籍謄本(被保険者と相続人代表者の住所が異なる場合) ・来庁者の印鑑
		子ども医療証		親族	・子ども医療証 ・来庁者の印鑑
		重度障害者医療証		親族	・重度障害者医療証 ・来庁者の印鑑
③課税課 ☎246-6238	市県民税の相続代表人指定届		相続代表人	・相続代表人の印鑑	
	軽自動車税の相続代表人指定届		相続代表人	・相続代表人の印鑑	
	固定資産税の相続代表人指定届		相続代表人	・相続代表人の印鑑	
④収納課 ☎246-6275	納税相談		親族	・担当窓口にお問い合わせください	
本館1階 北側	⑥福祉支援課 ☎246-6282	障害者手帳(身体・療育・精神)の返還		親族	・障害者手帳(身体・療育・精神) ・来庁者の印鑑
		障害者手当等死亡届		親族	・来庁者の印鑑
	⑦介護保険課 ☎246-6243	介護保険証の返還、還付金		親族	・介護保険証 ・相続人代表者の振込口座の通帳 ・相続人代表者の印鑑 ・負担割合証(お持ちの人) ・負担限度額証(お持ちの人)
	⑤子ども未来課 ☎246-6248	ひとり親家庭等医療証		親族	・ひとり親家庭等医療証 ・受給者の印鑑
児童手当、児童扶養手当、 特別児童扶養手当				・担当窓口にお問い合わせください	
保育園				・担当窓口にお問い合わせください	
3階	学校教育課 ☎246-6222	保護者の変更届			・来庁者の印鑑 ・保護者の印鑑 等
別館	環境保全課 (別館1階) ☎245-5300	トイレが汲取(簡易水洗含む) 汲取人員変更		親族	・担当窓口にお問い合わせください
		トイレが汲取(簡易水洗含む) 口座振替名義人の変更		親族	・担当窓口にお問い合わせください
		犬の飼い主の変更		親族・代理人	・担当窓口にお問い合わせください
	上水道課 (別館1階) ☎246-6264	上下水道契約者変更		親族	電話でも手続可
	下水道課 (別館1階) ☎246-6256	受益者の変更等		親族	来庁者の印鑑
都市計画課 (別館2階) ☎246-6155	市営住宅		親族	・担当窓口にお問い合わせください	
	市営駐車場契約解除届		親族	・担当窓口にお問い合わせください	

ご遺族の皆様へ、  
謹んでお悔やみ申し上げます。

中間市役所  
〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号  
電話:093-244-1111(代表)